（会社法の一部改正）

第百六条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八百八十三条中「第百四条」を「第百条第二項、第百四条、第三款、第百十一条及び第百十三条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第八百八十三条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第百七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三百二十五条中「謄本」の下に「又はその判決の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第百八条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項ただし書中「確定判決書」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第百三十二条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第六十二条第四項の表第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項の項中「確定判決書を所持し、国民投票」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、国民投票」に、「確定判決書を所持し、第六十条第一項」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの」に、「第六十条第一項」を「第百三十二条第二項」に改める。

第百三十二条の見出し中「判決書謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第二項中「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九条　前条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律第百三十二条第二項の規定は、日本国憲法の改正手続に関する法律第百二十七条の規定による訴訟であって施行日以後に提起されたものに係る裁判所の長がする送付について適用し、同条の規定による訴訟であって施行日前に提起されたものに係る裁判所の長がする送付については、なお従前の例による。

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の一部改正）

第百十条　外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面」を、「呼出状」の下に「又は電子呼出状（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。）について同法第百九条の規定により作成した書面」を加え、同項第二号ロ中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第二十一条第二項中「判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書」を「電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）又は同法第二百五十四条第二項の電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に、「判決書等」を「電子判決書等記録事項証明書」に改め、同条第三項及び第四項中「判決書等」を「電子判決書等記録事項証明書」に改める。

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　前条の規定による改正後の外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第二十一条第二項から第四項までの規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものに係る判決について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものに係る判決については、なお従前の例による。

（非訟事件手続法の一部改正）

第百十二条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九節　電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）」を「第九節　電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）　第十節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第四十二条の二）」に改める。

第四十二条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第二編第二章に次の一節を加える。

第十節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第四十二条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「非訟事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第百十三条　非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分」を「同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（平成二十三年法律第五十一号）」を削り、「準用する」と」の下に「、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と」を加え、同条第二項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第五項」に改める。